

第19期

第7回

総会議事録

令和3年12月17日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和3年12月17日(金)

2. 開催場所 正庁

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出欠状況	備考
1	佐久間 俊一	出席	喜久田地区
2	岩崎 幸夫	出席	西田地区
3	小林 正一郎	出席	片平地区
4	濱津 洋一	出席	田村地区
5	吉田 直衛	出席	中田地区
6	北島 繁和	出席	湖南地区
7	降矢 セツ子	欠席	田村地区
8	池上 慎一郎	出席	中央地区
9	細山 文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾 一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出欠状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川 弘作	出席	中央地区
13	須永 静夫	出席	中央地区
14	吉田 秀吉	出席	三穂田地区
15	黒澤 大吉	出席	日和田地区
16	濱尾 文博	出席	富久山地区
17	柳田 健一	出席	中央地区
18	伊藤 城治	出席	三穂田地区
19	遠藤 昭夫	出席	安積地区
20	松川 延安	出席	田村地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 三 瓶 克 宏
【事務局次長】 齋 藤 聡
【主任主査兼農地調整係長】 柳 沼 一 幸
【主任主査兼庶務係長】 千 葉 崇
【主任主査兼農業振興・農業法人係長】 清 野 裕 一
【農業振興・農業法人係主任】 永 沼 宏 介

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主事】 佐 藤 善 寿

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時30分

8. 閉会宣言 15時30分



郡山市農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

細山 文昭

署名人

伊藤 城治

事務局	<p>ただいまより、第7回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、降矢セツ子委員から欠席届が出されております。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
議長	<p>こんにちは。</p> <p>本日は北島委員も久々に出席できてよかったですね。</p> <p>それでは、今日も慎重審議のほどよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>9番 細山 文昭 委員</p> <p>18番 伊藤 城治 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の佐藤 善寿主事を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 2ページ 富久山1番 売買ではなく無償贈与です。</p>
議長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>本日はまず、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>議案書の5ページをお開きください。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>須永 静夫委員の調査報告を求めます。</p>

<p>須永 静天 委員</p>	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は農家住宅進入路、農家住宅敷地拡張です。 農地の区分は、第1種農地と判断しました。 12月12日に現地調査を行いました。 昭和52年に土地改良事業を行い接道分の通路として使用していた一部が農地として換地処分が行われてしまっていたことに気づかず、違反状態になってしまっていたものを是正するものです。 追認案件で顛末書も添付されています。</p> <p>以上、1番 1件については 農地法第4条第6項各号に 該当するような事項はありませんでしたので、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-bで 甲種農地の要件を満たしていない特定土地改良事業等の 施行に係る区域内にある土地改良農地です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で 既存の施設の拡張の用に供するために行われる（拡張に係る部分の 面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに限る） 既存施設拡張事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
<p>議長</p>	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 許可と決めます。</p>

	<p>次に2番 1件について付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安委員	<p>2番 1件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は農業用倉庫、物置です。 農地の区分は、農用地と判断しました。 11月総会で不許可になった案件です。 40年ほど前に無許可で牛舎として 父親が作ってしまっていたものですが、 平成31年の農振地域見直しで用途変更がされたため 是正のため申請するものです。 先月11月の総会で同様の申請があった際には農作業施設として 使っておらず不許可となりましたが、 農作業用施設としての利用を始め、 今後もそのように使用すると確約も取れましたので 許可相当と思われます。 追認案件で顛末書も添付されています。 以上、2番 1件については 農地法第4条第6項各号に 該当するような事項はありませんでしたので、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-ア)で 農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める 農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき 土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。 許可基準は2-1-(1)-ア-イ)-bで 農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する 農用地利用計画において指定された用途に供するために 行われる農業用施設事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。</p>

	以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について、 許可と決します。 以上で、議案第2号を終わります。 次に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 1番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	1番 1件について 調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、農業廃止、経営拡大です。 受け人と息子夫婦が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番 1件について 許可と決します。

	<p>次に2番と3番の 2件について付議いたします。 細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭 委員	<p>2番と3番の 2件について調査の結果をご報告いたします。 まず2番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、高齢化、経営拡大です。 申請人と妻が2人で耕作するとのことです。</p> <p>次に3番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 現在は花木を生産していますが、今後は野菜を生産します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>2番と3番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、2番と3番の 2件について、 許可と決します。</p> <p>次に4番 1件について付議いたします。 なお、この件につきましては委員が渡し人にな っていますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の 議事参与の制限に該当しますので、退席を求めます。</p>
	<p>(該当委員が退席する。)</p>
議 長	<p>事務局の調査報告を求めます。</p>

事務局	<p>4番 1件について 調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、同一世帯の息子への贈与です。 受け人と両親、兄、祖母が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>4番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について 許可と決します。 退席委員の復席を求めます。</p>
	<p>(退席委員が復席する。)</p>
議長	<p>次に5番と6番の2件について、付議いたします。 これは、わたしの報告なので議長交代いたします。</p>
吉田職代	<p>議長交代いたしました。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。</p>
佐久間俊一 委員	<p>5番 6番 2件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>まず5番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻、娘が農作業に従事します。</p> <p>次に6番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p>

	<p>申請の事由は、農業廃止、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
吉田職代	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
吉田職代	<p>5番と6番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
吉田職代	<p>異議ないものと認め、5番と6番の 2件について、 許可と決します。 議長交代いたします。</p>
議長	<p>議長交代いたしました。</p> <p>次に7番 1件について付議いたします。 黒澤 大吉委員の調査報告を求めます。</p>
黒澤 大吉 委員	<p>7番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人の近くの畑で、綺麗に耕作されています。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p>

	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	7番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、7番 1件について、 許可と決します。
	8番 1件について付議いたします。 濱尾 文博委員の調査報告を求めます。
濱尾 文博 委員	8番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、経営縮小 経営拡大です。 申請人は兄妹の関係で、 渡し人は栃木に住んでいるため妹に贈与するものです。
	この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	8番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、8番 1件について、 許可と決します。
	次に9番と10番の 2件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	9番と10番の 2件について 調査の結果を報告いたします。

	<p>まず9番ですが貸し人、借り人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 社員2人が農作業に従事します。</p> <p>次に10番ですが貸し人、借り人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 こちらも社員2人が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>9番と10番の2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、9番と10番の2件について 許可と決します。</p> <p>11番と12番の2件について付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>11番と12番の2件について調査の結果をご報告いたします。 まず11番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、贈与、農業開始です。 譲り渡し人は病気のため贈与するものです。 12月7日に事前審査を行いました。 現地調査をしたところ適正に耕作されており、 本人も実家での農作業従事経験があるので、問題はありません。</p> <p>次に12番ですが貸し人、借り人及び土地の表示は記載のとおりです。</p>

	<p>申請の事由は、相手方要望、農業開始です。 11番同様問題はなく、土地も適正に管理されています。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>11番と12番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、11番と12番の 2件について、 許可と決します。</p> <p>13番 1件について付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>13番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、経営規模の縮小、農業開始です。 12月8日に農業委員会事務局にて事前審査会を行いました。 譲渡人は親の死亡により農地を相続しましたが、現在は会社員で 農業を営むつもりはないとのこと。 受け人は兄の経営する会社で農業研修を受けており、 稲作農家として独立する予定です。 現在は郡山市内のアパートに住んでいますが、今後譲渡人の実家を 購入し農業を開始するものです。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、</p>

	<p>地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>13番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、13番 1件について、許可と決します。</p> <p>14番から16番までの 3件について付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安委員	<p>14番から16番までの 3件について調査の結果をご報告いたします。まず14番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>11月にも申請されましたが、当時は瓦等が投棄されたままの状態でしたので不許可としました。</p> <p>今回は綺麗に片付けられて草刈りもされておりました。農地として問題はないと思われます。</p> <p>次に15番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は、経営規模の縮小、経営拡大です。</p> <p>申請値は受け人の農地と隣接しており、渡し人は高齢で耕作を放棄していましたが売買の話が成立したものです。</p> <p>次に16番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は、資金を必要とするため、経営拡大です。</p> <p>以前から受け人が耕作している土地で、適正に管理されています。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、</p>

	<p>地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>14番から16番までの 3件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、14番から16番までの 3件について、許可と決します。</p> <p>次に17番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>17番 1件について 調査の結果を報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 社員6名が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>17番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、17番 1件について許可と決します。</p>

	<p>次に18番 1件について付議いたします。 岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	<p>18番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、経営縮小、経営拡大です。 この土地はもともと一枚の田に2人の所有者がいて 受け人が借りて耕作していたそうですが、 これを整理するため今回の申請に至ったものです。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>18番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、18番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に19番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>19番 1件について 調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、</p>

	<p>地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>19番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、19番 1件について許可と決します。</p> <p>次に20番 1件について付議いたします。 中尾 一明委員の調査報告を求めます。</p>
中尾 一明 委員	<p>20番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 譲受人が87歳と高齢ですが長男が近くに居住しており問題はありません。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>20番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、20番 1件について、許可と決します。</p>

	<p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>須永 静夫委員の調査報告を求めます。</p>
須永 静夫 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示については記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は農家住宅侵入路、敷地拡張です。</p> <p>農地の区分は第1種農地として判断しました。</p> <p>申請人は祖父と孫の関係です。</p> <p>12月12日に現地調査を行いました。</p> <p>最初にご説明した第4条申請と関係しており長年違反だったため是正するための申請です。</p> <p>以上1番 1件については、農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-bで4条 1番同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で4条 1番同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)

議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。 細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭 委員	<p>2番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は駐車場、資材置場です。 農地の区分は第2種農地として判断しました。 従業員の駐車場とダストボックスを設置します。 受け人は産業廃棄物処分業を営んでおり、 中間処理場に面した農地です。 周辺に農地はなく営農に障害はありません。 転圧して造成する予定で、雨水汚水も適正に処理されます。</p> <p>以上2番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで 農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び 第3種農地のいずれにも該当しない農地です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、第2種農地の転用は 申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが 農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから 許可できると考えています。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>

	(質問、意見なし)
議長	2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、2番 1件について、 許可と決します。 次に3番 1件について付議いたします。 これは私の報告なので議長交代いたします。
吉田職代	議長交代いたしました。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。
佐久間俊一 委員	3番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は車両置場です。 農地の区分は第2種農地として判断しました。 事業拡大による車両置場の設置です。 12月13日に現地を調査しました。 北は自社工場 東は宅地 西道路 南は貸主の農地ですが 北下がり土地なので隣接農地に影響はありません。 以上3番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
吉田職代	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-オ-(ア)-a-(b)で 甲種農地の要件を満たしていない鉄道の駅、軌道の停車場又は 船舶の発着場、県庁、市役所、町村役場(これらの支所を含む。) 並びにこれらに掲げる施設に類する施設の周囲 おおむね500m以内にある公共施設近距離農地です。 申請地は喜久田駅から500m以内の距離にあります。 許可基準は2-1-(1)-オ-(イ)で、第2種農地の転用は

	<p>申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが 農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから 許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
吉田職代	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
吉田職代	<p>3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
吉田職代	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。 議長交代いたします。</p>
議長	<p>議長交代いたしました。 次に4番 1件について付議いたします。 濱尾 文博委員の調査報告を求めます。</p>
濱尾 文博 委員	<p>4番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は宅地造成です。 農地の区分は第2種農地として判断しました。 低層住宅地を造成するものです。 12月7日に現地調査をしました。 宝沢団地と牛ヶ池の間に位置した土地で、 住宅街を通らないと農地に行けない耕作困難地です。 南側に一部農地がありますが営農に支障は出ません。 雨水汚水も下水道が埋設される予定ですので 周辺農地への影響はありません。</p> <p>以上4番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。

	<p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-オ-(ア)-bで宅地化の状況からみて、3-b-①から③に掲げる区域に該当することが見込まれる区域として、宅地化の状況が3-b-①に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満である市街地近傍小集団農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-オ-(イ)で、3番同様です。</p> <p>なお、申請地は今年6月に決定した宝沢東地区計画区域内にある農地です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>4番 1件について、許可相当と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について、許可相当と決めます。</p> <p>なお、この件につきましては転用面積が30aを超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。</p> <p>次に5番 1件について付議いたします。</p> <p>藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>5番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は太陽光発電設備です。</p> <p>農地の区分は第2種農地として判断しました。</p> <p>現地の北側は道路で西側は公営住宅等で、南側は既存の太陽光発電設備、そして東側は農地ですが、3m以上の距離を取り工作物の高さも3m以内にします。</p>

	<p>12月8日に譲り渡し人から聞き取りを行い、本申請に間違いがないことを確認しました。</p> <p>以上5番 1件については、農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>5番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで2番 同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、2番同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	5番 1件について、許可相当と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について、許可相当と決めます。</p> <p>なお、この件につきましては転用面積が30aを超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。</p> <p>以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>次に、議案第4号「郡山市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、この適否についてお諮りいたします。</p> <p>1番から25番までの 25件について付議いたします。</p>

	事務局の調査報告を求めます。
事務局	1番から25番までの 25件の農用地利用集積計画につきましては、 利用権設定14件、所有権移転11件の申請があり、 農地集積促進員及び事務局による現地調査 並びに審査の結果、いずれも農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件を満たしており、 適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番から25番までの 25件について 承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番から25番までの 25件について、承認と決めます。 以上で、議案第4号を終わります。 続いて、議案第5号「非農地に関する判断について」を 議題といたします。 1番 1件について 付議いたします。 これは私の報告なので議長交代いたします。
吉田職代	議長交代いたしました。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。
佐久間俊一 委員	1番 1件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請目的は地目変更のためです。 12月2日に現地を確認しました。 雑木が生い茂っており、農地に復元するのは困難です。 周辺の農地の営農への支障も無く、 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。
吉田職代	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)

吉田職代	1番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
吉田職代	異議ないものと認め、1番 1件について、 非農地と決めます。 議長交代いたします。
議長	議長交代いたしました。 次に2番 1件について 付議いたします。 濱尾 文博委員の調査報告を求めます。
濱尾 文博 委員	2番 1件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請目的は地目変更のためです。 雑木が生い茂っており、農地に復元するのは困難です。 周辺の農地の営農への支障も無く、 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	2番 1件について 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、2番 1件について 非農地と決めます。 次に3番から98番までの 96件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	令和3年10月7日、8日に、中田地区農業委員及び 農地利用最適化推進委員、事務局職員が農地利用状況調査において 現地調査を行いました。 いずれも過年にわたり耕作されていないことで 雑木が生え山林化していたり、背の高い草に覆われ 灌木が生えており原野化してしまっており、農地への復元は困難です。 よって農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。

議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番から98番までの 96件について 非農地とすることに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番から98番までの 96件について 非農地と決めます。 以上で、議案第5号を終わります。 次に議案第6号「農地法第3条第2項第5号の規定による 別段面積の設定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	農地法第3条第2項第5号の規定による 別段面積を新たに設定します。 場所は荒井町、大平町、蒲倉町、あぶくま台、阿久津町、 安原町、横川町、下白岩町、白岩町、舞木町、富久山町北小泉、 富久山町南小泉、富久山町堂坂で別段の面積は10aとなります。 理由としては別段の面積を設けることで新規就農を促進し、 遊休農地の解消、発生防止を図るものです。 施行年月日は令和4年1月1日になります。 よろしく願いいたします。
議 長	ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
松川 延安 委員	こちら設定する地区についてですが 阿武隈川の東側と考えてよいですか。
事務局	基本的には阿武隈川東で遊休農地の多いところを選定しております。
松川 延安 委員	結局阿武隈川東全部、ということですか？
事務局	全てではなく、水門町など市街化区域などは除いております。
議 長	ほかに、ございませんか。
	(な し)
議 長	それでは、採決いたします。 原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)

議 長	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決めます。</p> <p>以上で、議案第6号を終わります。</p> <p>続いて議案第7号「令和4年度農業労働賃金標準額について」を議題といたします。</p> <p>この件につきましては、農地利用最適化推進委員会議で事前に検討していますので、鈴木 光一委員長から報告を求めます。</p>
鈴木 光一 委員長	<p>令和4年農業労働賃金標準額について、10月の農業相談日に各地区で検討したものを11月26日の農地利用最適化推進委員会議にて事前検討を行いました。</p> <p>内容については事務局から説明しますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>令和4年農業労働賃金標準額についてはさる11月26日に農地利用最適化推進委員会議において検討を行い12月8日に農業労働賃金標準額改定会議にて承認をいただいたところです。</p> <p>議案第7号別紙をご覧ください。</p> <p>赤字で記載しておりますところが改定個所でございます。</p> <p>臨時雇い作業のその他の作業は福島県最低賃金額が828円になったことに伴い、下一桁を切り上げて一時間830円とするものです。</p> <p>田畑一般作業の賃金については1時間830円に8時間をかけて6,640円とするものです。</p> <p>時間外給与は、1時間830円に1.25をかけ下一桁を切り上げて1,040円とするものです。</p> <p>また、事前検討の際にコンバイン等を使用する作業については燃料代高騰もあり増額すべきとの意見も出されましたが、受託側の状況のみではなく委託側の状況も考慮し、据え置きとしました。</p> <p>その他についてはすべて標準額を据え置くこととしました。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの鈴木 光一委員長からの報告及び事務局の説明に対しご意見、ご質問等ございませんか。</p>

	(意見交換を経て)
議長	ほかに、ございませんか。
	(なし)
議長	それでは、採決いたします。 原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異義ないものと認め、原案のとおり決します。 以上で、議案第7号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による 農地転用届出について」 次のとおり、1番から3番までの 3件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による 農地転用届出について」 次のとおり、1番から33番までの 33件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第2号を終わります。</p> <p>続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による 通知について」 次のとおり1番と2番の 2件について 通知書の提出があったので報告する。 報告第3号を終わります。</p> <p>続いて、報告第4号「受理通知書の返納願いについて」 次のとおり、1番から4番までの 4件について、 郡山市農業委員会規程 第17条第26号の規定により 受理をしたので報告する。 報告第4号を終わります。</p> <p>ただいまの 第1号から第4号までの報告について</p>

	ご質問等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	以上で報告事項を終わります。次にその他ですが農業振興地域の変更に関して、事務局から説明があります。
事務局	<p>農業振興地域の変更に関して、特別委員会を開催し、許可基準について、ご審議いただきたいと思います。</p> <p>12月締め切りの案件の審議予定がありますので来月の総会終了後に特別委員会を開催し、郡山市農業委員会総会運営要領第8条第1項に基づき、その結果を総会の決定として回答したいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	ただいまの説明についてご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	それでは、ただいまの説明のとおり進めることに致します。その他ございませんか。
事務局	<p>片平町の違反転用勧告について決定いただいていた件についてになります。</p> <p>先月の総会時に、県がヒアリングを行う旨お話をさせていただいていましたが、</p> <p>県は是正通知を出さないとのことでした。</p> <p>理由としては是正が進んでいるから、とのことでした。</p> <p>農業委員会としては前回勧告を行う旨決定しているため開発建築指導課と相談して12月10日に勧告書を発送しました。</p> <p>来年の3月10日までに是正するように、との内容です。</p> <p>動きがありましたら総会でまた説明いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>担い手への農地集積について、目標10haに対して35haを集積し達成率は35%となりました。</p> <p>遊休農地解消について、目標10haに対して11.2haを解消し達成率は112%となりました。</p> <p>新規参入の促進については目標23経営体18haに対し、20経営体880アールが参入し、達成率は経営体が87%、面積が48.9%となりました。</p> <p>経営体についてはもう一息です。</p>

	<p>皆さんぜひ促進への協力をお願いいたします。</p> <p>また、12月定例会一般質問についてですが、3人の議員の皆様から質問をいただきました。</p> <p>ただし最後の會田議員につきましては質問途中で持ち時間が無くなってしまいました。</p> <p>折笠議員からは農地付き空き家について質問があり答弁いたしました。</p> <p>良田議員からは農業後継者問題について質問があり、こちらは農林部長がまとめて答弁いたしました。</p> <p>最後に以前伊藤推進委員から質問を頂いていた件ですが、最近原油の高騰についての措置がニュース等でも報道されており何か対策がないかということで調査したところ、福島県のほうで原油価格高騰に伴う融資を行っているとのことでした。</p> <p>3月18日までの申込期限で300万円以内、利息は0.3%以内とかなり好条件ですのでご確認ください。</p>
事務局	<p>続きまして講演会のお知らせです。</p> <p>農業法人連絡会の一環で、1月24日月曜日午後2時からトヨタ自動車アグリバイオテック事業の方に愛知県から来ていただき、中央公民館で講演を行うものです。</p> <p>内容としてはトヨタ式改善の農業への落とし込み、トヨタ自動車の豊作計画に基づく人材の育成と確保についてになります。</p> <p>これからチラシ等作成してご案内いたします。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>長時間の慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上で、第7回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。</p>

郡山市農業委員会

第7回総会（令和3年12月17日開催）の概要

第3条 農地の異動は

20件で、田 22,690㎡ 畑 13,980㎡ でした。

第4条 農地転用は

2件で 農家住宅進入路1件、農家住宅敷地拡張1件でした。

第5条 農地転用は

5件で、農家住宅進入路、農家住宅敷地拡張1件、駐車場、資材置場1件、車両置場1件、宅地造成1件、太陽光発電設備1件でした。

この他、農用地利用集積計画、非農地証明、別段面積の設定、労働賃金標準額等がありました。